

十条高齢者あんしんセンターだより

暦の上では春とはいえ、いまだ真冬の寒さが続いておりますが、皆さんは
いかがお過ごしでしょうか。引き続き、体調管理に気をつけ、みんなで元氣
に春を迎えましょう♪



2月

<特別養護老人ホーム・前期申込受付が開始となりました>

『特別養護老人ホームとは?』

在宅で介護を受けることが困難な高齢者が特別養護老人ホームに入所し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活のお世話、機能訓練、健康管理などのサービスが受けられます。

『対象は?』

身体上、精神上に著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅での介護が困難で介護保険の要介護3～5に認定された方、または要介護1・2と認定される方で特例条件に該当する方（いずれも入院治療が必要な方を除く）

『手続きはどこでできるの?』

高齢福祉課窓口、各高齢者あんしんセンターでお受けいたします。

『申込期間はいつまで?』

平成27年2月2日～平成27年3月31日までです。

※平成27年4月1日より介護保険制度が改正されます。それにともない、特別養護老人ホームの申込み対象が以下のとおり変わります。

<改正前>要介護1～要介護5の方

<改正後>要介護3～要介護5の方

もしくは要介護1・2で下記のいずれかの条件に該当する方

- ・認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。

※東京都北区ホームページより

今後も行事や催し物を開催する予定です。周知方法は、主にチラシになります。自治会、町会や当センター前の掲示板をご確認ください。

<2月開催行事>

○ヨガサロン

2月4日(水)10時00分～11時30分

定員:15名程度(電話申込)

場所:十条高齢者あんしんセンター・多目的室

講師:リハビリテイスサービス nagomi 赤羽店職員

○認知症介護者懇談会

2月10日(火)13時30分～15時30分

場所:北とぴあ9階・902会議室(予約不要)

○ふれあいサロン

2月12日(木)14時00分～15時30分

場所:十条高齢者あんしんセンター・多目的室

「さくら体操・脳トレ・お口体操等」を行います!

○映画会サロン

2月19日(木)14時00分～16時00分

場所:十条高齢者あんしんセンター・多目的室

定員:20名程度(電話申込)※内容は乞うご期待!

発行元

十条高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)

〒114-0034

北区上十条3-1-25 帝京大学4号館1階

Tel 03-5948-9981

Fax 03-5948-9982



今後も行事や催し物を開催する予定です。周知方法は、主にチラシになります。自治会、町会や当センター前の掲示板をご確認ください。